

事務連絡
令和元年9月6日

各都道府県・指定都市・中核市

養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び
「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営費等については、いわゆる三位一体改革により、軽費老人ホーム事務費補助金は平成16年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成17年度に、それぞれ一般財源化され、現在では地方交付税により財源措置（※1）がなされております。

そのため、一般財源化されて以降は、技術的助言として通知した「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）においてお示した「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、その後の社会経済情勢や地域の実情等も勘案し、各自治体の判断において改定いただいているところです。

消費税率の10%への引き上げに伴う地方財政措置の対応については、総務省からは、令和元年度の地方交付税において措置していること、また、具体的な地方交付税の算定結果については、本年7月に公表済（※2）であることについて説明を受けております。

上記を踏まえ、各都道府県におかれましては、「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を適切に改定いただくとともに、「老人保護措置費支弁基準」の改定について、管内市町村に対して、周知いただきますようお願いいたします。また、指定都市・中核市におかれましては、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、適切に改定いただきますようお願いいたします。

（※1）養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係る経費については、地方交付税の算定で必要となる単位費用（地方団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源の額）に計上するとともに、養護老人ホームの被措置者数等に応じた補正を行うことで各地方団体の需要額を算定（別添参照）。

（※2）総務省ホームページ（令和元年度普通交付税の算定結果等）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei04_02000094.html